

別紙 7 - 1

「男女共同参画ネットワークさの」の事前質問に対する回答

◎議会質問について。一般質問の議員を決定するには、どのような手順で決めていくのでしょうか？また、全議会のうち必ず1回は質問するのでしょうか。

回答

年4回の定例会での一般質問につきましては、議長に質問の要旨を記載しました通告書を提出し、議長の許可を得て質問することができます。質問の順序は抽選で決めており、一問一答方式により行っております。また、質問回数の取り決めはなく、佐野市議会におきましては、議長は議事運営を行う立場から、一般質問を行っておりません。令和4年12月定例会では、21名の議員が4日間にわたり一般質問を行いました。

◎4つの委員会がありますが、自分の興味があるところに入るのか、会派で相談し、決めるのでしょうか。

回答

総務・厚生・経済文教・建設の4つの常任委員会の各委員の決定方法につきましては、会派に属する議員は会派の中で話し合い、その結果を報告します。また、会派に属さない議員は希望する常任委員会を報告します。これらの報告を基に、会派代表者会議で調整し、議長が本会議で各常任委員会の委員を指名します。